



### マイナンバーカード（個人番号カード）申請の御案内

マイナンバーカードは、申請することにより取得できます。申請は、郵便やオンラインによる方法があります。

マイナンバーカードは、本人確認の際の身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付サービスにも利用できます。

#### ■郵便申請のイメージ

マイナンバーの「通知カード」に同封された交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入してください。



交付申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。



地方公共団体情報システム機構から大子町役場にマイナンバーカードが届きます。



役場から「交付通知書」を郵送します。受取の日時を電話で予約してください。



役場町民課窓口で、暗証番号を設定し、マイナンバーカードを受け取ってください。  
※本人確認書類など必要な書類をお持ちください。

#### ■コンビニ交付サービス

○利用時間 6:30~23:00（12月29日~1月3日を除く。）

※平日に限らず土日や祝日でも、全国のコンビニエンスストア（約50,000店舗）で利用できます。

○取得できる証明書

| 種類           | 手数料  | 種類       | 手数料  |
|--------------|------|----------|------|
| 住民票の写し       | 300円 | 戸籍謄(抄)本  | 450円 |
| 印鑑登録証明書      | 300円 | 戸籍の附票の写し | 300円 |
| 課税(非課税)所得証明書 | 300円 |          |      |

※詳しくは、町民課町民担当へお問い合わせください。

問合せ 町民課町民担当 Tel 72-1112



**平成29年度から紙おむつ等の事業の内容が変わります**

大子町社会福祉協議会が実施している在宅介護用品宅配事業（紙おむつ等を年3回宅配）について、平成29年度から、事業の内容が変わりますので、事業を利用しようとする方は、次の「事業利用の流れ」を確認の上、大子町社会福祉協議会に申請してください。

**■事業利用の流れ**

- (1) 4月3日（月）以降、大子町社会福祉協議会に利用申請をする（2年目以降は申請不要）。
- (2) 大子町社会福祉協議会から給付の決定を受け、介護用品の一覧が掲載されたカタログを受け取る。
- (3) カタログの中から希望する商品を選び、大子町社会福祉協議会から受託された宅配業者（どの業者になるかは未定）に対し、電話で注文する（回数は月1回。上限は月6,000円（年72,000円。ただし、要介護度5の方は年100,000円）。受付時間は平日の午前9時から午後5時まで。受付開始日は7月3日（予定））。
- (4) 注文後、1週間前後で商品が宅配される（配達日及び配達時間（午前か午後のどちらか）は、注文した際に決める。）。

**■対象者**

町内に住んでいて、かつ、施設等（病院は除く。）に入所していない方で、次のどちらかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 65歳未満の方で、①要介護（要支援）認定を受けている方又は②身体障害者手帳の交付を受けていて下肢又は体幹機能障害の程度が1級若しくは2級である方

※役場福祉課が実施している家族介護用品購入費助成事業（紙おむつ等の購入代金を助成）については、平成29年度からは、大子町社会福祉協議会が実施しますので、3月31日以前に購入したものにあっては4月14日（金）までに役場福祉課で、4月1日以降に購入したものにあっては4月3日（月）以降に大子町社会福祉協議会で申請してください。

問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL72-2005  
福祉課高齢介護担当 TEL72-1135

**「平成28年熊本地震災害義援金」の受付期間延長のお知らせ**

平成28年熊本地震により被災された方々を支援することを目的として、災害義援金を受付けていますが、受付期間が延長されますので、お知らせします。

- 義援金名称 平成28年熊本地震災害義援金  
■受付期間 【延長前】平成28年4月15日（金）～平成29年3月31日（金）  
【延長後】平成28年4月15日（金）～平成30年3月31日（土）

問合せ 日本赤十字社茨城支部 TEL029-241-4516  
茨城県共同募金会 TEL029-241-1037  
福祉課社会福祉担当（日赤） TEL72-1117  
大子町社会福祉協議会（共同募金） TEL72-2005

## 大子町みまもりサービス事業の開始について

平成 29 年度から、大子町では、町が委託した事業者（日本郵便株式会社）が訪問（みまもり訪問サービス）と電話（みまもりでんわサービス）による見守りを行います。

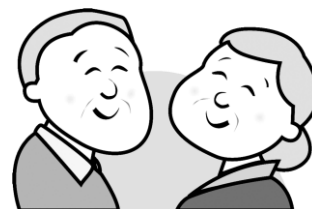
この事業の開始に伴い、「あんしん訪問事業」及び「あんしんコール事業」は、廃止になります。

- 対象者 おおよそ 75 歳以上で、在宅の一人暮らし高齢者
- 申請方法 申請書に必要な事項を記入の上、連絡先の方の同意書を添えて福祉課へ提出してください。
- 事業内容
  - ①みまもり訪問サービス  
月 1 回 30 分程度の訪問で、10 項目の質問をし、その結果を連絡先の方へ電子メールで連絡します。
  - ②みまもりでんわサービス  
365 日電話による見守りを行います。指定された時間に電話がかかり、体調確認を行います。音声は、自動音声の流れ、電話機のボタンを押して現在の体調を答えてもらいます。その結果を連絡先の方へ電子メールで連絡します。

※①か②又は両方のサービスを選択できます。

※詳しくは、福祉課高齢介護担当にお問い合わせください。

問合せ 福祉課高齢介護担当 TEL 72-1135



## 国税専門官募集

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する国税専門官（国家公務員）を次のとおり募集します。

- 受験資格
  - (1) 昭和 62 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの者
  - (2) 平成 8 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げる者
    - ①大学を卒業した者及び平成 30 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
    - ②人事院が①に掲げるものと同等の資格があると認める者
- 試験の程度 大学卒業程度
- 受験申込期間
  - (1) インターネット申込み（原則） 3 月 31 日（金）～4 月 12 日（水）  
申込み先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
  - (2) 郵送又は持参申込み（インターネット申込みができない場合）  
3 月 31 日（金）～4 月 3 日（月）  
提出先 希望する第 1 次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所
- 試験日
  - 第 1 次試験 6 月 11 日（日）
  - 第 2 次試験 7 月 12 日（水）から 7 月 19 日（水）までの間の指定する日  
（第 1 次試験合格通知書で指定する日）

問合せ <インターネット申込みに関する問合せ>

人事院人材局試験課 TEL 03-3581-5311 内線 2332

<上記以外に関する問合せ>

関東信越国税局人事第二課試験係 TEL 048-600-3111 内線 2097

## 後期高齢者医療保険料の軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行に当たり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成 29 年度は、均等割額及び所得割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

※下線部が変更点になります。

<平成 28 年度>

### ① 均等割額の軽減

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合                    | 均等割額の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|-----------|----------|
| 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合） | 9割        | 3,900円   |
| 33万円以下の世帯                                   | 8.5割      | 5,900円   |
| 33万円＋「 <u>26万5千円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯        | 5割        | 19,700円  |
| 33万円＋「 <u>48万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 2割        | 31,600円  |

### ② 所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

### ③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：3,900円）



<平成 29 年度>

### ① 均等割額の軽減

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合                    | 均等割額の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|-----------|----------|
| 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合） | 9割        | 3,900円   |
| 33万円以下の世帯                                   | 8.5割      | 5,900円   |
| 33万円＋「 <u>27万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 5割        | 19,700円  |
| 33万円＋「 <u>49万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯          | 2割        | 31,600円  |

### ② 所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が2割軽減されます。

### ③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：11,800円）

問合せ

<保険料の計算について>

茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 TEL029-309-1213

<保険料の納付について>

町民課国保年金担当 TEL76-8125

## だいが婚活支援ネットワーク結婚相談会のお知らせ

結婚を希望する方のあらゆる御相談に婚活アドバイザーがお答えします。親御さんだけでも大丈夫です。事前予約不要で、相談費用や登録料はかかりませんので、お気軽に御参加ください。

- 開催日 4月9日(日)(担当:伊藤, 武士)  
※担当者は、変更になる場合があります。
- 時間 10:00~15:00
- 会場 文化福祉会館「まいん」 2階小会議室
- 内容
  - ・身上書の作成支援(だいが婚活支援ネットワークへの登録)
  - ・プロフィール検索
  - ・民間団体で開催する婚活パーティー又は交流イベントの案内
  - ・婚活に向けたアドバイス

問合せ だいが婚活支援ネットワーク事務局(まちづくり課内)  
専用ダイヤル:090-7209-4152(受付時間:平日8:30~17:15)  
専用メールアドレス:d-net@town.daigo.lg.jp

## 飲用井戸水の水質検査について

各御家庭の井戸水は、井戸の設置者が自己責任により管理するものです。水質検査を行い、安全性を確認してから利用してください。

- 受付場所及び日時  
▽大子町保健センター Tel72-6611  
毎月第2水曜日10:00~11:00
- 検査料金 8,100円(税込み)※水質検査13項目
- 検査機関 一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター  
水戸市笠原町978-47 Tel029-306-9086



- その他  
▽専用の容器が必要となりますので、必ず事前に大子町保健センターに取りに来てください。  
▽水質検査は、常陸大宮保健所内食品衛生協会でも扱っています。受付日時については、常陸大宮保健所内食品衛生協会(Tel0295-53-5476)にお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

## 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士修学資金貸与の御案内

町内における看護職等の不足解消を図るため、修学後、町内で保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士の業務に従事する方に修学資金を貸与します。

- 対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士の資格取得のために、学校若しくは養成所に今年度入学する方又は在学中の方
- 貸与額 月額3万円
- 定員 1人
- 申込期限 4月20日(木) ※申込者がいない場合は、申込期限は延長されます。

問合せ 健康増進課 Tel72-6611

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の 縦覧について

平成 29 年度固定資産税の課税に当たり、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。

縦覧する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）を御持参ください。

■期 間 4月3日(月)～5月1日(月)  
※土・日曜日、祝日を除く。

■時 間 8:30～17:15

■場 所 税務課(本庁舎1階)

■縦覧できる方

- ・大子町固定資産税の納税者
- ・納税者から委任された方(委任状を御持参ください。)

問合せ 税務課町税担当  
Tel 72-1116

## 献 血

■日時及び場所

| 期 日      | 時 間             | 場 所   |
|----------|-----------------|-------|
| 4月17日(月) | 10:00～<br>16:00 | 大子町役場 |

■対象者 16歳～69歳の健康な方

■持参するもの

- ・献血手帳又は献血カード(お持ちの方)
- ・本人確認ができるもの(運転免許証等)

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

## 緊急告知FMラジオ起動訓練の 午後の時間が変更になります

毎月、1日に実施しています緊急告知FMラジオ起動訓練が、4月1日から午後の時間のみ変更になります。

| 変更前     | 変更後     |
|---------|---------|
| 午後6時55分 | 午後5時55分 |

問合せ 総務課総務担当  
Tel 72-1114

## 主な町施設の電話番号 (市外局番 0295)

|                    |    |         |
|--------------------|----|---------|
| 大子町役場              | 代表 | 72-1111 |
| 保健センター(健康増進課)      |    | 72-6611 |
| 地域包括支援センター(福祉課)    |    | 72-1175 |
| 消防本部               |    | 72-0119 |
| 水道課                |    | 72-2221 |
| 環境センター(環境課)        |    | 72-3042 |
| 衛生センター(環境課)        |    | 72-3076 |
| 教育委員会事務局学校教育担当     |    | 79-0170 |
| 学校給食センター           |    | 72-0649 |
| 中央公民館(生涯学習担当)      |    | 72-1148 |
| リフレッシュセンター(生涯学習担当) |    | 72-1149 |
| 図書館プチ・ソフィア         |    | 72-6123 |
| 斎場                 |    | 72-4000 |
| 文化福祉会館まいん          |    | 72-2005 |
| 社会福祉協議会            |    | 72-2005 |

### 町広報紙・ホームページへの有料広告募集

お店のPRやイベントの告知などに

幅広く御活用ください。

広報だいご：縦4.5cm×横8.5cm 月額10,000円

お知らせ版：縦4.5cm×横8.5cm 月額8,000円

※お知らせ版は、発行1回当たりの月額です。

HP：縦40ピクセル×横150ピクセル 月額5,000円

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114